

令和3年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧（西方地域）

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
1	木の宮東 金崎南	<p>【思川の護岸崩壊箇所の護岸整備工事の要望について】</p> <p>令和元年度の台風19号により、木の宮東自治会地区及び金崎南自治会地区の東側に位置する思川の河川敷右岸の護岸崩壊を発見し、当時の木の宮東自治会長が崩壊箇所の写真等を西方総合支所に提出しました。今年度も同じ箇所の写真を撮り、前回の写真と比べたところ崩壊箇所の範囲が拡大していますので、早急に護岸整備工事を要望します。</p> <p>なお、令和元年度と同規模の台風等で思川が増水した場合は、河川敷からの越水又は決壊もあり得ると思います。</p>	<p>【治水対策室:TEL 21-2785】</p> <p>河川管理者である栃木県に確認を行ったところ、根固めブロックが傾いている箇所については、洗堀防止の機能を満たしているため、引き続き経過観察とし、河川パトロール等の強化に努めていくとのことでした。</p> <p>また、護岸天端の浸食については、盛土による補修を6月中旬に実施予定とのことでした。</p>	<p>【担当課:治水対策室:TEL 21-2785】</p> <p>要望のありました、思川の護岸崩壊箇所の補修につきましては、令和3年6月に実施いたしました。</p>
2	小沼	<p>【行政組織に関する意見要望について】</p> <p>合併はクラスター方式で本庁を中心とした行政であっても旧5町にも同様に行政の光が当たることを基本とする中で、行政が成り立っていると受け止めておりますが、その基本から年々はずれ、縮小を基本（悪く言い換えれば本庁権限を増大する政策）総合支所では課の廃止（本庁移転）や職員の削減など後ろ向きを美化した構想のように映りません。市民目線では地域を捨てる覚悟で行政が計画を経ていくように見えます。</p> <p>市長は、そのような考えは毛頭ないと思いますが、そのように映ってしまうため、失望感から確信へと感じています。まずは、総合支所にも権限を与え活力の基本を作ってください。</p>	<p>【総務課:TEL 21-2343】</p> <p>市では、市民目線の組織、効率的な組織、行政課題に的確に対応する組織という3つの目標を掲げ、よりコンパクトで機能的な組織編成となるよう、組織の見直しを実施いたしました。</p> <p>昨年度、総合支所は、3課体制となっておりますが、指揮命令系統の統一を図り、効率的な運営ができるよう、地域づくり推進課の1課体制といたしました。</p> <p>見直しにより、各地域づくり推進課では、地域のお祭りなど、地域の振興に寄与する業務や市民の生活に密着した業務の権限に加え、公民館やスポーツに関する業務を行う権限を持つことで、各地域の特色を生かした効果的なまちづくりが可能になると考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:総務課:TEL 21-2343】</p>
3	小沼	<p>【行政組織に関する意見要望について】</p> <p>全体として職員の意識改革が必要です。行動よりも理論が先で何事にも出遅れが気になります。栃木市の伝統的な意思で、すぐには直りませんが、「最初の一步」「改革の一步」がいつになっても無いように感じます。具体的な例は出ませんが、市長は、この点を感じているか否かが最も大切なところだと思います。市長の力量が問われます。</p>	<p>【職員課:TEL 21-2351】</p> <p>職員に対しては、できない理由を述べるのではなく、どうすればできるようになるのかを考え市民に対応するよう、繰り返し伝えているところです。</p> <p>公務員は、市民の視点に立った市民サービスの提供が求められております。迅速かつ正確に、好感を与える態度でサービスを提供できることが職員の使命です。</p> <p>そこで、全職員を対象に、意識改革を進め、できない言い訳よりも直ぐに行動する職員を養成するため、職種別に全職員を対象とした「すぐやる研修」及び「接遇研修」を実施している他、「新任課長級研修」や庁議等の時には正副市長から適時訓示を行っております。</p> <p>今後も引き続き、職員の意識改革に取り組んで参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:職員課:TEL 21-2351】</p>
4	参加者 (居林)	<p>【ふれあいバスの利便性、運賃等の抜本的な見直しについて】</p> <p>今年度栃木市の立地適正化計画の策定の趣旨について、地域会議にも説明されたが、生活に必要なサービスの住まいの身近に存在するコンパクトプラスネットワークによるまちづくりを推進するためと記載があります。しかし、ふれあいバスについてはこれに全然寄与していない。</p> <p>東武鉄道との連携を上手く図れば、西方町内だけグルグル回れば1時間に1本くらい走らせることが可能ではないか。西方から栃木市の市内を通り越し、病院まで運行する必要性がどれほどあるのか。それならば月に1回くらいの用足しであれば蔵タクを上手に利用すれば済むことではないかという思いがある。</p> <p>また、栃木市内まで、以前は3町へ行くのに300円かかっていました。見直し後は200円になりました。しかし、町内を走る分には倍の値段になる。西方町内で乗りたいと思ったら、100円が200円。改悪ですよ。今度は300円を200円にしたから乗ってくれ、だけど利便性が悪かったら誰も乗りません。東武鉄道は1時間に1本、朝晩は1時間に2本弱くらい止まります。それに有機的な結合をすれば、金崎に行くと200円弱で、新栃木、栃木まで行く。それを今まで何回も言っているが、その趣旨が全然伝わってない。その辺の利便性についてどうなのか、運賃についてどうなのか抜本的に見直しをいただきたいという要望です。</p>	<p>【市長】</p> <p>西方地域内だけを運行するコースがあれば、地域内だけで用が足りるのではないかとのご意見をいただきました。これまでも、どれが一番良い方法なのかを、色々検討をしながら路線の変更をしてきましたが、今後につきましても、今のご意見等も参考にし、検討していきたいと思っております。</p> <p>【生活環境部長】</p> <p>ふれあいバスの運行については、西方地域内の駅を上手く利用した接続の仕方というご意見をいただいておりますが、バスの利用者から、乗り継ぎなしで市内に行きたいという要望も多いことから地域循環ではなく、市内に向かうバス路線の運行を行わせていただいております。そのようなことから、ふれあいバスだけではなく、蔵タク等のドアtoドアの仕組みもございますので、利用をご検討いただけるとありがたいと思っております。</p> <p>また、料金については一般の方が200円、障がい者及びその介護者、75歳以上の方については100円で小学生以下は無料となっております。</p>	<p>【担当課:交通防犯課:TEL21-2153】</p> <p>ふれあいバスにつきましては、鉄道との乗り継ぎや利用実績等を考慮し、毎年、小規模な見直しを行い、利便性の向上に取り組んでいるところです。大規模な見直しにつきましては、令和7年度に予定しておりますが、既存路線の利用実績や利用者等のご意見を参考に、循環線化を含めて見直しを検討したいと考えております。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
		<p>【再質問:ふれあいバスをどうしたいか、アンケートを実施してほしい】 今のお答えですが、真っ直ぐ乗り継ぎしないで市内に行きたいという人が大勢いるというその情報はどこから来ているのか。私は信じられない。何年か前のふれあいトークで地域会議の方に地域の方がふれあいバスの利便性についてどう考え、また、どういうふうにして欲しいかアンケート調査したらどうかという申し入れをしたが、実行されていません。東武金崎駅に着いたら電車が出てしまったところに着いて、これでは使えない。現実的に朝は学生さんが通学で東武電車を利用していますが、保護者が送り迎えをしています。そういう現実を踏まえて本当の利便性というのは、どこが落とすところなのか町民の意見を聞くべきではないでしょうか。 ふれあいバスを月1、2回利用するのに直通が欲しいという意見と普段の生活で使用したいという意見、どっちを優先するか。行政として、いろんな手法があると思うが、アンケートを取っていただくことをお願いしたい。その1案として町内循環と東武鉄道を結ぶ、逆に真っ直ぐ行きたい人が蔵タクを使ってくれれば月1回や月2回だったら十分可能性があるのではないか。そういう判断をきちんとやっていただきたいという要望をしている訳ですから、いつどのような形でふれあいバスのアンケートを取るのか、また、どここの組織がやるのかを決めていただきたい。本当に町民はふれあいバスに何を求めるんだということを。直通を希望する人がいるからと言われますが、利便性が悪かったら、中々免許返納に応えようと思わないと思います。 市のホームページを見ると西方地域は、この15、6年で人口が千人近く減っています。これ以上廃れたら益々生活しづらくなってしまいますので、方向性を決めていただきたい。</p>	<p>【市長】 地域の存続について、交通手段の整備等の課題を提示していただきましたので、地域会議等にご相談しながら、どういう方法が良いのか検討して参りたいと思います</p>	<p>【担当課:交通防犯課:TEL21-2153】 ふれあいバスや蔵タクに対する見直しの要望等につきましては、利用者等から随時お寄せいただいております。見直し等に関するアンケート調査につきましては、次期公共交通計画策定時に実施する予定です。</p>
5	参加者 (水木)	<p>【真名子地区の太陽光発電事業の現状及び】 真名子地区の太陽光発電事業の現状とそれに伴う川の汚れの話を知りたいが、行政側として把握しているのか。また業者に対し指導を行っているのか。 もう一つが、真名子小学校などの通学路は現在午前8時前には工事車両は通らないという形になっているかと思いますが、その辺の帰りの通学路について、また県道栗野線の送電線の地下埋設に伴う掘削工事について、コロナの関係で中々そういう協議が出来ていない。業者に聞くと、そういったことは行政側がしてあるということなので、7月6日に業者と工事の内容などを話し合う機会が設けられました。ご回答をお願いしたいと思います。</p>	<p>【総合政策部長】 工事は既に着手し、時間も経過しております。市としましても、関係課で現地確認をしております。山林の伐採についてはほぼ終了し、現在工事が進行しているところであります。 また、地元の自治会の皆様からも川の水の濁りについてはご指摘をいただいております。川からの利水、畑や田んぼに使う水が非常に濁っているとのことですが、現在は工事中でありますので、中々濁りそのものを抜本的に解消するには難しい面もございますが、市としても監視指導を続け、事業者に必要な申し入れをし、対策としてどのような方法があるのかなど、確認をしてみたいと思っております。 また、市といたしましても、許可を出すにあたり、工事中の安全性等、事業者と多数の項目にわたって協定書を結んでおります。市として管理監督する権限がありますので、しっかり見てまいりたいと思っております。 現状では、より細かく現地を見させていただく必要があると考えられるため、昨日担当課とも打ち合わせを行いました。今後も、森林に関する事で農林関係、都市計画関係、それから私ども総合政策課等で細かく地元市として入らせていただき、監視をしてみたいと思っております。 次に、通学路についてですが、以前私も水木自治会の説明会にお話を伺いましたが、それ以降、送電線の地下埋設についての具体的な進展という話は聞いておりません。 皆さんが電磁波や子供の通学路に関する事など沢山のご懸念をお持ちということは承知しておりますので、市としましても、工事着手前には必ず事業者の方に地元の理解を得たうえで入るように指導してまいりたいと思っております。 また、県道の工事の件ですが、地元自治会のご了承があれば、工事の説明会に私どもの担当者も同席をして市の意見を申し上げていきたいと思っております。 いずれにいたしましても地元として苦渋のご判断をいただいたということは、市としても十分に承知しておりますので、特に工事中の安全や地元へご迷惑をかけないようなことについて、市としてさらに力を入れて監視等に努めてまいりたいと思っております。</p>	<p>【担当課:総合政策課:TEL 21-2303】 送電線の地下埋設工事については、地元自治会と事業者の間で同意がなされ、進められております。 今後につきましても、地元自治会のご了承があれば、工事の説明会に私どもの担当者も同席をし、市の意見を申し上げていきたいと思っております。 また、市といたしましては、地元として苦渋のご判断をいただいたということは、十分に承知しておりますので、引き続き工事中の安全や地元へご迷惑をかけないようなことについて、力を入れて監視等に努めてまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
6	参加者 (居林)	<p>【思川堤防内の浸食について、避難所や避難方法等の検討・周知】 木の宮東自治会からの事前質問にある、思川の堤防内の浸食について。桑原用水の堰が、県の農政でストックマネジメント機能診断を実施しました。その結果、かなり劣化していると考えています。その内容は市役所の農林課にも資料が挙げられているはず。 上流の地区が越水しなければその水はまとも下流に来る。もう何年も前から、もう少し雨が降ると堤防すれすれと言う話は、ふれあいトークで何回も出ているはず。 抜本的に何が問題なのかというのを総合的に把握して対応しないと、栗野地区の河川復旧工事が完了した後に同じ量の雨が降ったら今度は必ず下流に被害が出ます。ハザードマップを見ていると思川の堤防が切れたら、西方消防分署辺りで3mです。改修工事を県の土木に要望すると言うよりも、堰は農政ですからその辺の連携をとって改善する必要があるのではないかと思います。 それから小倉堰改修しましたが、河川の構造物として不相当という結果が出たので、県の農政が予算を付けてきた訳なので、県と連携をすればやり方はあると思う。災害の視点から見て危機管理課の方でまとめられたらどうなのかと思い、ご質問をさせていただきました。 それと、西方総合文化体育館が大雨等の災害時の避難場所になっていますが、私の住む居林自治会はこのすぐ南側にあり、2年前に内水反乱が起きた。小野産業さんのところは20cm以上水がサーッと流れて、どこも水だらけ、そうなると昼間でも怖い。夜には全然避難できない。なので、避難場所を指定して終わりではなく、その問題点を防衛的にきちんと説明していく必要があると思います。 また、前年度に居林自治会において、参加者は若干少なかったが、危機管理課の課長さんに来ていただいて防災講座を開きました。その時に色々説明を受けたので、受けた住民の方達は、居林はハザードマップで想定浸水水位は50cmだから、下手にここに来るより垂直避難で2階に逃げたほうが良い、と理解していると思います。いずれにしても、検討するのであれば、ぜひお願いしたい。</p>	<p>【危機管理監】 防災に関する取り組みにつきましては、2年前の台風19号による災害を受け、改めて見直されてきていると思います。皆様のご不安を解消すべく各課が全力を挙げて検証し、課題を整理していくという考えでありますので、ご理解をいただければと思います。 また、避難所の見直しの必要性についてのご意見ですが、この施設も多少とはいえ浸水被害が心配される場所ではありますが、市内全体的に見ても、浸水想定区域の中に避難所を設けざるを得ない場合もございます。それらの問題を踏まえ、前回のアンケート調査結果を基に見直しを行い、避難所の2階を使えるように調整をするなど、浸水想定区域の避難所についても運用方法を検討してまいります。 なお、避難に際して、外に出ると危険が生じる場合には、建物の2階に避難する垂直避難を勧めるなど、状況に応じた避難の方法の周知などの啓発につとめ、災害時の被害発生防止につとめてまいります。</p> <p>【産業振興部長】 ストックマネジメントについてのお話がありましたが、複数の担当課が関係する場合については、よく現場を確認したうえで検討し、手法的なことも含めて、調整してまいりたいと思います。また、そういう場所が栃木市内一円にあると思いますので、担当課と、場合によっては県も含めまして、できるものは、対応していくということで検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課：危機管理課：TEL 21-2551] [担当課：農林整備課：TEL]</p>
7	参加者 (中宿)	<p>【コロナワクチン接種計画について】 感染症対策の今後の予定ということで、7月に基礎疾患のある方、高齢施設等従事者60～64歳の方への接種券の配布と書いてありますが、鹿沼市あたりはもう既に64歳の方とか基礎疾患の方の配付は終わっていて、上三川町の方も7月2日から59歳以下も発送するそうなのですが、栃木市については、この7月というのは、7月初旬なのか中旬なのか下旬なのか59歳以下は何月くらいになる予定なのか聞かせていただきたい。</p>	<p>【保健福祉部長】 ワクチン接種の今後の予定についてですが、栃木市におきましては、現在、基礎疾患のある方について優先して接種券を送る前のお申し込みをいただいているところです。今月いっぱいでお申し込みをいただいた方につきましては、7月の中旬に基礎疾患がある方と高齢者施設等の従事者、それから60歳～64歳までの方について、まとめて接種券を発送する予定でございます。その後、59歳以下の方ということになりますけれども、7月下旬を目途に接種券を送らせていただきたいと思っております。 また、接種の予定でございますが、接種券をお送りいたしまして、7月下旬くらいから順次接種ができるようにということで、準備を進めているところでございます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課：健康増進課：TEL 25-3512]</p>
8	参加者 (中宿)	<p>【信号機設置の要望について】 もう5、6年も前から、神塚自治会に入っていく西側の県道のところに信号を付けてくれという要望書を出しています。 実は悲しいことに今年3月に小学生が交通事故にあってしまって、その後の情報が入らなかったのが、栃木市としてどのように県警と話したのか、もし分かればお話を聞かせていただきたい。</p>	<p>【生活環境部長】 信号機の設置について4年前にご要望をいただき、現在も設置されていないということですが、信号機の設置については、度々警察の所管という回答になってしまい申し訳ないのですが、再度警察の方と情報交換をさせていただきます。 事故の件に関してですが、警察から事故発生情報はいただいております。今回の事故についても、連絡があるかと思いますが、対策等に関して細かい情報交換がされたのかというのが、本日は確認できないため、信号機の設置の要望と事故がどのようなものだったのかということも併せて、警察と相談させていただきたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課：交通防犯課：TEL21-2151、2152]</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
9	参加者 (金井新田)	<p>【西方地域の転用申請について、大幅な規制緩和を】 栃木市と合併した後、私の三男の分家住宅を作るため転用申請を農林課に三度しました。窓口の担当者が変わる度に同じような規制を説明するのであれば納得もできますが、個人的に考えたような規制を次々に変えて説明し、私としては全く納得のいかないまま後ずさりになってしまいました。窓口である農林課では、西方地域は事業に関する転用は一切認めません、というようなことを言われ、皆目見当が付かず現在に至っている訳です。</p> <p>元来西方地域は都市計画の線引きが必要ない過疎化地域であったため、難しいことは抜きで、昔の無指定の調整区域に戻してもらえれば、ある程度の発展は望めるものと個人的に考えております。現在もこの分家住宅もできない規制は大幅に規制緩和していかないと、農地を転用して負債のある方は整理しなくてはなりません。</p> <p>どうか、今後のことを私自身だけのことではなく、この西方地域の発展のために、負債が制止でき、税金もともに払え、楽しく幸せな生活が送れるような規制に方向づけて頂きたい。</p>	<p>【産業振興部長】 西方地域につきましては、都市計画法上の線引きはしていないため、市街化区域と市街化調整区域という区分けはありません。</p> <p>農地の部分については、農振法という法律に基づき、農振農用地として農地として特に守っていく必要がある農地と、農振農用地区域から外れている農地に区分されます。</p> <p>農振農用地区域から外れている農地については、一般的に白地と呼んでいます。白地では、農地法に基づいた農地転用の許可がとれる場所であれば、分家住宅の建築は可能になります。</p> <p>農振農用地、いわゆる青地の場合は、農振農用地から除外する手続き、その後、農地転用と二つの許可が必要で、許可がとれれば、建築確認申請し許可が下りると建築ができるということになります。</p> <p>但し、農振農用地(青地)から除外する場合には栃木市だけではなく、全国的に特に栃木県の場合には5要件と言いまして、厳しい立地規制があります。</p> <p>土地改良を実施していないところや、土地改良を実施しある程度時間が経って周りに建物が立っている場所の縁辺部なら検討の余地がまだありますが、いわゆる田んぼのど真ん中とか、土地改良を実施したばかりで時間が経っていないような場所などについては、一般的には農振除外をすることができません。</p> <p>所有されている農地の場所の状況が分かりませんが、田んぼのど真ん中のような状況にある農地に、農振除外の申請を出しても認められません。</p> <p>先ほど申しました5要件の規制の中で判断していくものですから、まずは詳しくお話しをお聞かせいただければと思います。</p>	<p>【担当課：農業振興課：TEL21-2381】 これまでに参加者の方からご相談いただきました農振農用地からの除外に関する説明を行うため、令和3年6月29日(火)に担当者が電話連絡いたしました。参加者の方から、該当土地に関する手続き(農振除外、農地転用)の意向はなく、市民に優しい規制の緩和等を検討してほしいとのご意見をいただきました。</p> <p>立地規制については、左記回答要旨のとおりです。</p>